

令和7年6月24日

移動支援事業者 各位
デイサービス型地域活動支援事業者 各位

名古屋市健康福祉局障害者支援課

移動支援給付費等の請求のオンライン化について

日頃より本市の障害者福祉行政の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。
みだしの件につきまして、この度、下記のとおりオンラインでの請求受付を開始いたします。

記

1. 対象サービス

移動支援事業、デイサービス型地域活動支援事業

2. 請求方法

名古屋市電子申請サービスにて請求関連データの提出を受け付けます。

オンライン請求方法の詳細は「移動支援・デイサービス型地域活動支援給付費 オンライン請求マニュアル」を参照してください。

【オンライン請求フォームURL】

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/idoutikatsuseikyuu0707>

※0707の部分は、請求年月の和暦4桁です。(例 ; idoutikatsuseikyuu 0707)

【ウェルネットなごや掲載ページURL】

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/specification/claim.html>

※「ウェルネットなごや」に、請求年月ごとにリンクを貼っていますので、そちらからもフォームにアクセスできます。

3. オンライン請求受付期間

毎月1日～15日（現行から変更なし）

4. 移行スケジュール

令和7年7月受付分からオンライン請求受付開始

令和8年4月受付分から原則オンライン請求に移行

5. 留意点

- (1) 紙媒体の請求関連書類(実績記録票(利用者確認欄にサイン又は押印のあるもの)、請求書、明細書、契約内容報告書)の提出は不要になりますが、書類は必ず事業所で5年間保存してください。
- (2) 令和7年7月のオンライン請求開始以降、当面の間は郵送での提出も可能です。ただし、令和8年4月には原則オンラインでの請求となりますので、準備でき次第オンラインでの請求に切り替えていただきますようお願いいたします。
- (3) オンライン請求受付開始後も、移動支援給付費又はデイサービス型地域活動支援給付費を初めて請求する事業所については、正しい請求をご理解いただくことを目的として、初回のみオンラインでのデータ送信に併せて、紙媒体で請求関連書類をご提出いただきます。初回の請求における郵送の提出期限は、毎月12日まで(消印有効)とします。

(問い合わせ先)

健康福祉局障害福祉部障害者支援課認定支払担当

電話 052(972)2639